

平成 29 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 パ ナ ホ ー ム 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 松 下 龍 二
(コード番号 1924 東証第一部)
問 合 せ 先 経 理 部 長 北 野 幸 治
(TEL. 06-6834-4539)

株式併合及び定款の一部変更に関する承認決議に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 7 月 31 日付当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に係る議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議しましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたのでお知らせいたします。

その結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める東京証券取引所市場第一部における上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、平成 29 年 9 月 27 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第 1 号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式について、33,589,784 株を 1 株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

167,948,916 株

④ 効力発生前における発行済株式総数

167,948,921 株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、当社が平成 29 年 6 月 23 日に提出した第 60 期有価証券報告書に記載された平成 29 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 168,563,533 株から、当社が平成 29 年 9 月 28 日付で消却を行う予定の自己株式の数 (614,612 株) を控除した株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

5 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

20 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、パナソニック株式会社（以下「パナソニック」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 235 条第 1 項の規定より、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式をパナソニックに売却し、又は会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 4 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を当社に売却することを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当社株式の数に、パナソニックによる当社株式に対する公開買付けにおける買付け等の価格と同額である 1,200 円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

2. 第 2 号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は、平成 29 年 7 月 31 日付当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおりです。

① 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 20 株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

② 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 5 株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 1,000 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため定款第 7 条（単元株式数）及び第 8 条（単元未満株式の買増請求）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

以上の各変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 2 日に効力が発生いたします。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	平成29年8月31日（木）
② 整理銘柄指定日	平成29年8月31日（木）（予定）
③ 売買最終日	平成29年9月26日（火）（予定）
④ 上場廃止日	平成29年9月27日（水）（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	平成29年10月2日（月）（予定）

以 上